

こんな時に使えます	NO.	制度・サービスの名称	内容	対象者	利用者負担	問い合わせ先
医師・歯科医師・薬剤師・栄養士に訪問してほしい	9	居宅療法管理指導(介)(予)	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等の医療の専門職が自宅を訪問し、健康状態の管理や指導を行います。	介護保険で要介護又は要支援の認定を受けた在宅生活の方	介護保険法の規定に基づき、かかった費用の1割です。	地域包括支援センター 各居宅介護支援事業所
自宅で入浴したい	10	訪問介護(介)(予)	→項目NO.4参照			
	11	訪問看護(介)(医)(予)	→項目NO.7参照			
	12	住宅改修(介)(予)	→項目NO.40参照			
	13	訪問入浴介護(介)(予)	自宅浴や通所による入浴が困難な方の自宅に、入浴設備や簡易浴槽を詰んだ移動入浴車等で訪問し、入浴介助を行います。看護師等が同行し、健康チェックも行います。	介護保険で要介護又は要支援の認定を受けた在宅生活の方	介護保険法の規定に基づき、かかった費用の1割です。	地域包括支援センター 各居宅介護支援事業所
自宅でリハビリテーションを受けたい	14	居宅介護福祉用具購入(介) 特定介護予防福祉用具販売(予)	→項目NO.31参照			
	15	訪問リハビリテーション(介)(予)	理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問し、心身機能の維持・回復のためのリハビリテーションを行います。	介護保険で要介護又は要支援の認定を受けた在宅生活の方	介護保険法の規定に基づき、かかった費用の1割です。	地域包括支援センター 各居宅介護支援事業所
自宅で歯科医の健診を受けたい	16	訪問歯科健診	寝たきり等で歯科医院への通院が困難な方に、歯科医師が訪問し歯の健診や手入れの指導を行います。	寝たきり等で外出時介助者を必要とする状態の方	無料 健診の結果、診療を行った場合は、診療報酬に基づき費用がかかります。	伊賀歯科医師会 (tel.26-1418)
理容師・美容師に訪問してほしい	17	訪問理美容	寝たきりや体に障がいがあり美容院や理容院に行くことが困難な方の自宅に、美容師や理容師が訪問し理美容を行います。原則として、1月1回利用できます。	概ね65歳以上の方又は身体障がい者で次のいずれかに該当する方です。 ①要介護認定で、要介護3～5のいずれかに認定された方 ②身体障害者手帳1級～3級をお持ちで、常時車椅子を使用される方	理美容料金(洗髪、カット、パーマ、カラーリング等)及び出張費用のうち市負担額(1回1000円)を超える分は、利用者の自己負担となります。	介護高齢福祉課 障がい福祉課 各支所住民福祉課
食事を届けてほしい	18	配食サービス	月曜から日曜まで(但し、年末年始は除く)、昼・夕の食事を自宅までお届けし、安否確認も行います。	概ね65歳以上の調理等が困難な方	1食400円(生保世帯の減免なし)	介護高齢福祉課 各支所住民福祉課
	19	ボランティアによる食事サービス	定期的に食事を自宅までお届けし、安否確認を行います。ただし、お届けする曜日や頻度等は各支所で異なり、配食可能数に限度があるので、すぐにはお届けできない場合もあります。	概ね65歳以上の1人暮らし又は高齢者世帯で、民生委員が必要と認められた方	1食300円	お住まいの地区担当民生委員 お住まいの地域の社協支所
	20	訪問介護(介)(予)	→項目NO.4参照			
日中だけ施設を利用し、入浴やリハビリテーションを受けたい	21	通所介護(介)(予)	デイサービスセンターにおいて、入浴や食事に加え、日常動作訓練・レクリエーション・健康チェックが受けられます。必要に応じて送迎もされます。なお、施設によっては入浴がないところもあります。	介護保険で要介護又は要支援の認定を受けた在宅生活の方	介護保険法の規定に基づくかかった費用の1割と、食事代です。	地域包括支援センター 各居宅介護支援事業所
	22	通所リハビリテーション(介)(予)	老人保健施設や病院等で、入浴や食事に加え、理学療法士や作業療法士等からリハビリテーションが受けられます。	介護保険で要介護又は要支援の認定を受けた在宅生活の方	介護保険法の規定に基づくかかった費用の1割と、食事代です。	地域包括支援センター 各居宅介護支援事業所
	23	生きがい活動支援通所	市内の老人デイサービスセンターで日常動作訓練や生きがい活動等のサービスが受けられます。	概ね65歳以上で、介護保険の「要支援」又は「要介護」に該当しない方	介護保険法に規定する要支援者の通所介護サービス費用の1割です。生活保護世帯は無料です。なお、食料料費等実費は自己負担となります。	介護高齢福祉課 各支所住民福祉課

こんな時に使えます	NO.	制度・サービスの名称	内容	対象者	利用者負担	問い合わせ先
日中だけ、宿泊だけ、日中から宿泊まで柔軟にサービスを組み合わせて利用したい	24	小規模多機能型居宅介護(介)(予)	通所(デイサービス)を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて柔軟で多機能なサービスを提供するものです。	要介護認定(要支援1～要介護5)を受けている方	介護保険法の規程に基づくかかった費用の1割と、宿泊費、食費、日常生活費等。	介護高齢福祉課 (指定事業所)小規模多機能型居宅介護施設かがやきの郷(Ⅷ26-3330)
短期間施設を利用したい	25	短期入所生活介護(介)(予)	冠婚葬祭や介護者の休息等のため、一時的に特別養護老人ホームなどで短期間預かり、食事や入浴の提供等日常生活の世話や機能訓練等を行います。	介護保険で要介護又は要支援の認定を受けた在宅生活の方	介護保険法の規定に基づき、かかった費用の1割です。ただし、事業所によっては、食材料料代等が実費負担となっている場合もあります。	地域包括支援センター 各居宅介護支援事業所
	26	短期入所療養介護(介)(予)	冠婚葬祭や介護者の休息等のため、一時的に老人保健施設や療養型病床群などで短期間預かり、食事や入浴の提供等日常生活の世話や機能訓練等を行います。	介護保険で要介護又は要支援の認定を受けた在宅生活の方	介護保険法の規定に基づき、かかった費用の1割です。ただし、事業所によっては、食材料料代等が実費負担となっている場合もあります。	地域包括支援センター 各居宅介護支援事業所
短期間施設を利用したい	27	老人短期入所	介護者が入院・災害等で介護が困難となり、介護保険法上の短期入所を利用してもなお介護ができない状況が継続して短期入所が必要の場合に、合計30日(1ヶ月)を限度として利用できます。ただし、介護保険で使える短期入所が優先されます。利用に際して、介護保険の被保険者証で限度額を確認する必要があります。	介護保険で「要介護」又は「要支援」の認定を受けた在宅生活の方で、介護者が入院・災害等で介護が困難となった方	介護保険法に規定する短期入所サービス費用の2割です。生活保護世帯は無料です。なお、食材料料費等実費は自己負担となります。	介護高齢福祉課 各支所住民福祉課
	28	生活管理指導短期宿泊	地域で生活することが困難な高齢者に養護老人ホームの空き部屋を利用して短期入所していただきます。	概ね65歳以上の高齢者で要介護状態でない方	1日381円。生活保護世帯は無料です。食材料料費等実費は自己負担となります。	介護高齢福祉課 各支所住民福祉課
ベッドや車椅子、ポータブルトイレやシャワーチェア等の介護用品や日常生活に必要な機器を利用したい	29	福祉用具貸与(介)(予)	次の品目の貸与を受けることができます。ただし、介護度によって利用できる品目が異なります。①車椅子②車いす付属品③特殊寝台④特殊寝台付属品⑤褥そう予防用具⑥体位交換機⑦手すり⑧スロープ⑨歩行器⑩歩行補助つえ⑪認知症老人徘徊感知機器⑫移動用リフト	介護保険で要支援又は要介護の認定を受けた在宅の方	介護サービス費用の1割ですが、価格は事業所および品目によって異なります。	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所
	30	福祉機器リサイクル事業	平成20年度をもって廃止			
	31	居宅介護福祉用具購入(介) 特定介護予防福祉用具購入(予)	シャワーチェアやポータブルトイレ等、介護保険対象の福祉用具を購入した場合、年額10万円まで給付が受けられます。	介護保険で要介護又は要支援の認定を受けた在宅生活の方	介護保険対象の福祉用具に対し、年額10万円まではかかった費用の1割負担となります。10万円を超えた分に関しては、全額自己負担となります。	地域包括支援センター 各居宅介護支援事業所
	32	日常生活用具給付(高齢者)	在宅で生活する一人暮らしの高齢者の方などに、生活の利便を図るための生活用具を給付します。 ①電磁調理器 ②火災警報器 ③自動消火器	① 概ね65歳以上で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な、一人暮らし高齢者。 ②及び③ 概ね65歳以上で低所得の一人暮らしや寝たきりの高齢者の方	前年度の所得に応じて自己負担額が決まります。上限額から自己負担額を差し引いた金額を助成します。 【上限額】①電磁調理器41,000円 ②火災警報器15,500円 ③自動消火器28,700円	介護高齢福祉課 各支所住民福祉課
	33	緊急通報装置	身体に異常を感じたり、突発的な事故等が起こった時に、常時身につけているペンダント型の発信器のスイッチを押すことで、電話機に接続した装置が、あらかじめ設定した隣近所等に緊急事態を自動的に連絡する装置です。	①概ね65歳以上の1人暮らし高齢者 ②身体障害者手帳1級又は2級	装置の貸与は無料。装置の設置、取り外し及び維持管理は市が負担するが、利用者の故意による装置の破損にかかる修理や紛失による装置購入にかかる一切の費用は、利用者負担。	介護高齢福祉課 障がい福祉課 各支所住民福祉課
34	福祉電話貸与	外出が困難な一人暮らし高齢者又は重度身体障がい者に、コミュニケーションや緊急連絡手段を確保することを目的に、電話の加入権を貸し出します。貸与期間は原則1年とするが、必要に応じて期間を延長することができる。	自宅に電話を設置していない所得税非課税世帯で、次のいずれかに該当する方です。 ①身体障害者手帳1級又は2級の方 ②概ね65歳以上の一人暮らし高齢者など	電話の貸与料は無料。毎月の基本使用料、通話料、取り外し手数料は利用者負担となります。	介護高齢福祉課 障がい福祉課 各支所住民福祉課	

こんな時に使えます	NO.	制度・サービスの名称	内容	対象者	利用者負担	問い合わせ先
自宅で暮らしたい 認知症のある家族が徘徊し、 目が離せず困っている	35	徘徊探索システム	認知症高齢者等が徘徊して行方がわからなくなった場合に、GPS衛星の仕組みを利用し、利用者の位置情報の提供と緊急対応員の現場急行サービスです。市と協定した業者が24時間体制で対応します。徘徊等で行方がわからなくなった利用者の位置情報を電話で問い合わせたり、パソコン・携帯電話を利用して、地図で確認することもできます。また、安全確保のため緊急対応員に出勤を要請することもできます。	認知症による徘徊が見られる概ね65歳以上の高齢者を在宅で介護している家族。ただし、介護者が複数の場合は、そのうちの1人が支給対象者になります。	契約に要する加入料金及び付属品セットは市が負担しますが、それ以外の費用は利用者負担となります。 ①基本料金(月額500円) ②交換用バッテリー料金(1個2100円、2個3600円) ③位置情報提供料金(電話1回200円、インターネット1回100円) ④現場急行料金(1時間10000円)	介護高齢福祉課 各支所住民福祉課
	36	家族やすらぎ支援事業	認知症高齢者を介護する家族が日常生活に必要な時間(外出・休息等)を確保できるようにするため、認知症に関する知識、対応、応急処置等一定の研修を受けた者(やすらぎ支援員)が必要な時間帯に訪問し、家族に代わって見守りや話し相手になります。原則体に触れる介護は行いませんが、必要に応じてトイレ誘導はします。排泄介助が必要な方は、支援員の訪問中にヘルパー等の利用をお勧めします。利用時間は午前8時から午後8時までの必要な時間帯で、原則週8時間を限度とします。仕事で留守になる時間帯は、原則利用できません。	認知症高齢者を介護している家族。同居・別居は問わないが、「介護」していることが条件。	1人あたり1時間125円	介護高齢福祉課 各支所住民福祉課 各ふくし相談支援センター
	37	いが見守り支援事業	認知症高齢者や、知的・精神・身体障がい者等のもとへ、社会福祉協議会が開催する一定の研修を受けた「支援員」を派遣し、見守りや話し相手となります。原則午前8時から午後8時まで。但し、12月28日から1月31日までを除きます。	伊賀市内在住の ①認知症高齢者 ②知的・精神・身体に障がいをお持ちの方(同居・別居は問いません)	1時間800円	各ふくし相談支援センター
安全で快適な住まいに改修したい	38	住宅改修指導サービス	福祉的な住宅改修に関して、医療・福祉・建築の専門職が相談に応じ、改修内容の助言や利用者に対する使用方法の指導、改修後のフォローアップ等を行います。	介護保険で要介護又は要支援の認定を受けた方	①調査1時間調査員1名あたり402円 ②図面1枚あたり402円	介護高齢福祉課 各支所住民福祉課 各ふくし相談支援センター
	39	住宅改造補助事業	高齢者は平成20年度をもって廃止			
	40	住宅改修(介)(予)	手すりの取り付けや段差解消等、介護保険の対象となる改修を行う場合に、上限20万円までの給付が受けられます。なお、ご本人の状態に合った改修を行うために、住宅改修指導サービスと併せて利用されることをお勧めします。	介護保険で要介護又は要支援の認定を受けた在宅生活の方	介護保険対象工事にかかった費用のうち、20万円までは実費の1割です。20万円を超えた分に関しては、全額負担となります。	地域包括支援センター 各居宅介護支援事業所
	41	福祉用具貸与(介)(予)	→項目NO. 29参照			
介護の費用負担が心配	42	寝たきり高齢者等福祉手当	介護が必要な寝たきりの高齢者や、重度の認知症のある方に手当を支給します。	次のいずれかの状態が6ヶ月以上継続している65歳以上の在宅の方。ただし、特別障害者手当受給者の場合は除きます。 ①常時寝たきりまたは外出不可能な状態で、日常生活動作において常時介護を要する介護保険の要介護認定で要介護4・5と認定された状態 ②知的機能の低下によって周囲の状況把握などの判断が不正確で、適切な対応が取れないなど、自立生活が困難な重度の認知症の状態	[手当額] 月額3,000円 (4~9月分を10月に、10月~3月分を4月に支給します。)	介護高齢福祉課 各支所住民福祉課
	43	介護用品給付事業	紙おむつが必要な高齢者に購入費の一部が支給されます。	次のいずれにも該当する方 ①おおむね3ヶ月以上継続して常時介護用品の使用が見込まれる、要介護3以上の認定を受けた在宅で暮らす方。 ②介護保険認定審査時の主治医意見書の「尿失禁」欄にチェックのある方。	介護用品(紙おむつ、尿取りパッド、紙パンツ、フラット)の購入にかかる費用について、月額3,600円(月額4,000円の9割分)を上限として、指定口座に振り込みます。ただし、宅配料金については対象外です。	介護高齢福祉課 各支所住民福祉課

こんな時に使えます	NO.	制度・サービスの名称	内容	対象者	利用者負担	問い合わせ先
	44	外国人高齢者福祉給付金	日本に在留する外国人高齢者に給付金が支給されます。	次のすべてに該当する方です。 ①大正15年4月1日以前に生まれた方 ②昭和57年1月1日以前から引き続き外国人登録を行っている方又は帰化者の場合は住民基本台帳に記録されている方 ③伊賀市に引き続き1年以上居住している方 ④厚生年金その他の公的年金等を受給していない方 ⑤所得が一定以下の方	[手当額] 月額10,000円(4、8、12月の年3回に分けて支払われます)	介護高齢福祉課 各支所住民福祉課
	45	家族介護慰労金	介護保険サービスを受けずに重度の要介護者を在宅で介護している家族に対し、慰労金を支給します。	要介護4又は5と認定された市民税非課税世帯の在宅高齢者等で、過去1年間介護保険サービスを受けなかった者を介護している家族(年間1週間程度の短期入所事業の利用は可)	高齢者1名につき100,000円	介護高齢福祉課 各支所住民福祉課
体が不自由でも外出したい	46	重度身体障害者等移動支援	寝たきり等重度の障がいのある方を福祉車両で目的地まで送迎することによって、外出や社会参加を促進します。 ①医療機関への通院、入退院(自宅と医療機関の送迎に限る)、②公共機関への用務 運行時間:原則平日の午前8時30分から午後5時まで 運行範囲:伊賀市、名張市及び周辺地域 利用回数:原則月4往復8乗車まで。ただし透析、点滴等の特別な治療を必要とする方はご相談下さい。 付き添い:必要(乗合禁止)	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定疾患医療受給者証を所持しており、立位保持が困難で移動制約があり、日常的に車椅子を使用しなければ外出できない方。 ②要介護4又は5の方で、立位保持が困難で移動制約があり、日常的に車椅子を使用しなければ外出できない方	(片道) 2kmまで400円 以降1kmごとに100円を加算	介護高齢福祉課 各支所住民福祉課 社会福祉協議会各支所
	47	外出通院支援サービス	福祉車両又はセダン車両で、医療機関への通院(自宅と医療機関の送迎に限る)の送迎を行います。 運行時間:原則平日の午前8時30分から午後5時まで 運行範囲:伊賀市、名張市及び周辺地域 利用回数:原則月4往復8乗車まで。ただし透析、点滴等の特別な治療を必要とする方はご相談下さい。 付き添い:原則利用登録者のみの乗車。特別な事情がある場合は、付き添い者も同乗できる(乗り合い禁止)。	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定疾患医療受給者証を所持しており、歩行困難な方。 ②要支援2以上で、歩行困難な方。 ただし、重度身体障害者等移動支援事業を優先する。		
体が不自由でも外出したい	48	乗降介助(介)	ホームヘルパーの運転するセダン車両で医療機関等へ送迎します。ただし、ケアプランに一貫性がある場合のみで、乗降介助のみの利用はできません。	要介護1以上であって、ケアプランに基づく通院等の乗降介助をとまなう移動が必要な方	乗降介助料自己負担100円(往復それぞれに必要) 上記以外の料金(往復に伴う燃料費等)は各事業所ごとに異なります。	各居宅介護支援事業所
	49	福祉有償運送	他人の介助なしに移動することが困難であり、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方で、予め利用者として登録されている方及びその付き添い人です。	①身体障害者手帳をお持ちの方 ②介護保険法による要介護認定者 ③介護保険法による要支援認定者 ④知的障がい、精神障がい、その他障がい有する方 ※各事業所によって対象者や利用内容に制限を設けている場合があります。	往復に伴う燃料費等は、各事業所ごとに異なります。	介護高齢福祉課

こんな時に使えます	NO.	制度・サービスの名称	内容	対象者	利用者負担	問い合わせ先
生きがいを見つけない 趣味を楽しみたい	50	ふれあいいきいきサロン	在宅の高齢者が家に閉じこもってしまうことを防ぎ、仲間づくりや生きがいを見つけていくために、定期的に自主的な活動として開催されています。内容は、会食、茶話会、創作活動、リクリエーション等地域ごとに多彩な活動となっています。	各サロンによって条件が異なります。	食事代等が必要となりますが、金額は各サロンによって異なります。	社会福祉協議会各支所
	51	高齢者生きがいセンター講座	高齢者の介護予防と生きがいづくりを目的とした各種講座を開講しています。	概ね65歳以上の高齢者で、会場まで自力で来られる方	受講料は無料ですが、講座によっては材料費・テキスト代等の実費を徴収します。	社会福祉協議会各支所
	52	通所介護(介)(予)	→項目NO. 21参照			
	53	通所リハビリテーション(介)(予)	→項目NO. 22参照			
	54	生きがい活動支援通所	→項目NO. 23参照			
公的なサービスでは対応できないサービスを利用したい	55	各種ボランティアの利用	公的なサービスでは対応できない困り事を解決するために、ボランティアコーディネーターが利用者とボランティアをつないでサービスを提供します。提供できる内容は極めて多様なので、まずはご相談下さい。	どなたでも利用できます。	コーディネートのみは無料ですが、実際にボランティアを活用した場合は実費負担となる場合があります。	社会福祉協議会各支所
	56	伊賀上野ふれあいクラブ	公的なサービスや一般のボランティア活動では対応できない困り事を解決するためにサービスを提供します。 ①外出支援・リフト車運転代行 ②留守番・話し相手 ③生きがい支援サービス(文化的・技術的) ④家屋修繕 ⑤清掃(大掃除・引っ越し等) ⑥買い物代行(特殊物品) ⑦病院付き添い ⑧家事援助(調理・洗濯・掃除等) ⑨介護支援(食事・入浴・排泄等) ⑩保育教育(育児・保育・教育等) ⑪外国人支援(日本語・外国語通訳) ⑫財産管理・資産活用 ⑬その他	利用会員と協力会員、賛助会員の別があり、利用会員は伊賀管内居住の次の方です。 ①個人 在宅で何らかの援助が必要な方又はその家族で、サービスが必要と認められる方。 ②団体 何らかの援助を必要とする施設・機関・団体で、サービスが必要と認められる団体。	1時間700円	社会福祉協議会各支所
	57	彩の会	家庭での簡単な高齢者の世話や話し相手、買い物や掃除、洗濯等の家事援助や食事・排泄・入浴等の身体介護を行います。 〔家事援助〕①食事の世話 ②洗濯・繕い物 ③掃除・整理整頓 ④通院介助・医療機関等の連絡 ⑤外出介助 ⑥お使い ⑦代筆・朗読 ⑧身の回りの世話〔身体介護〕①食事介助 ②排泄介助 ③衣類着脱介助 ④入浴介助 ⑤身体の清拭・洗髪 ⑥その他必要な身体介護 利用できるのは月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで1日時間で、それ以降は30分単位で利用。ただし、土日祝日、8/12～16、12/29～1/3は原則休みです。	利用会員と協力会員、賛助会員の別があり、利用会員はJAいがほくぶの組合員とその家族及び、伊賀市(青山を除く)居住で概ね65歳以上の身の回りのことで人の助けを必要とされる方です。	年会費1000円 1時間850円	JAいがほくぶ 彩の会 (特別養護老人ホーム彩四季内 Tel.26-0011)
	58	シルバー人材センター	日常生活に不自由を感じている方や、住み慣れた土地での在宅介護を望まれる方に、家事の手伝いや身の回りの世話等を行います。(福祉・家事援助のサービス例 掃除・洗濯・買い物・炊事・高齢者のお世話・話し相手・留守番等)	どなたでも利用できます。	配分金・事務費(配分金の5%)・交通費(実費)の合計です。詳しくは、シルバー人材センターにお問い合わせ下さい。	伊賀市シルバー人材センター (Tel.24-5800)
	59	いが見守り支援事業	→項目NO.37参照			
介護の方法を学びたい	60	家族介護教室	高齢者等を介護している家族や近隣の支援者(介護人)に対し、介護の方法や予防、要介護者の健康管理などの指導を行い、要介護者の在宅生活の継続や向上を図る。	高齢者等を介護している家族や近隣の支援者	無料	各ふくし相談支援センター 各高齢者ふくし相談室
介護から離れ、リフレッシュしたい	61	家族介護者交流	介護者同士の交流を通じて、情報交換と心身のリフレッシュを図る機会を提供します。	高齢者を介護している家族	内容に応じて、一部自己負担があります。	各ふくし相談支援センター
ヘルパーの資格を取るのに、受講料の助成を受けたい	62	家族介護ヘルパー受講支援	平成20年度をもって廃止			

こんな時に使えます	NO.	制度・サービスの名称	内容	対象者	利用者負担	問い合わせ先
生活を重視したい	63	特別養護老人ホーム(介)	身体上又は精神上著しい障がいが見られるため常時の介護を必要とし、自宅での介護を受けることが困難な方が入所できる施設です。利用者の生活の場として、必要な介護、食事、入浴等の日常生活上の支援やレクリエーションや生活向上のための指導等を行います。利用にあたっては利用者と施設との契約になりますので、入所を希望される場合は直接施設にお申込み下さい。	介護保険法で要介護1以上の認定を受けた方。入所にあたっては利用者が特別養護老人ホームに入所する程度の身体状況であるかどうか等を確認し、施設が決定します。	介護保険法で定められた金額(介護サービス費用の1割と食事代)や施設で定められた金額。	各特別養護老人ホーム
	64	ケアハウス(介:一部)	身体機能の低下又は高齢等のため独立して生活することに不安があり、自宅生活が困難な方が入居し、生活相談、緊急時の対応、食事や入浴サービスを受けられる施設です。要介護状態になった場合は、介護保険の要介護認定を受ける等し、各種サービスを利用することになります。なお、入居にあたっては利用者と施設が直接入居契約を結ぶことになります。	60歳以上の方(夫婦で入居の場合は、どちらかが60歳以上であれば可能)で、自炊等ができない程度の身体機能の低下があるため、独立して生活することが不安で、家族による援助を受けることが困難な方です。	施設によって料金は異なります。	各ケアハウス
	65	適合高齢者専用賃貸住宅(エルピスハウス伊賀)	高齢者の居住を支援し安定を確保するための住居です。入居者の安全確保のために緊急通報装置を設置し緊急時の対応を行うとともに、特別養護老人ホーム彩四季の介護関係者との連携や、「ケアセンターサブステーション」「地域交流センター」を設けて、高齢者の生活の養護と支援を行うなど、高齢者が安心して生活を送れる住宅となっています。また、入居者の方々の生活の安全を支援するために、ホームヘルパーが相談に応じます。 Aタイプ 5戸 Bタイプ 3戸(間取りが異なります)	60歳以上の方で、健全な方(夫婦・親子で入居できます)。	家賃 37,600円～75,000円(前年度所得額によって決まります) 共益費 10,000円 敷金 家賃の3ヶ月分 ※家賃に対しては、所得に応じて、国・市より家賃補助があります(補助所得上限月額20万円)	伊賀上野いまい 24-1978 特別養護老人ホーム彩四季 26-0011 JA伊賀北部 生活部資産管理センター 26-2600
	66	老人保健施設(介)	病状安定期で入院加療は必要ありませんが、リハビリテーション、看護・介護を中心とした医療ケアを必要とする方が入所する施設です。看護、介護、リハビリ、医療ケアを行いながら、食事、入浴やレクリエーション等の日常生活サービスが提供されます。利用にあたっては利用者と施設との契約になりますので、入所を希望される場合は直接施設にお申込み下さい。	介護保険法で要介護1以上の認定を受けた方で、病気や障害の容態が安定している寝たきり又はそれに近い状態にある方、又は認知症のある方(初老期認知症の方を含む)。入所にあたっては利用者が老人保健施設に入所する程度の身体状況であるかどうか等を確認し、施設が決定します。	介護保険法で定められた金額(介護サービス費用の1割と食事代)や洗濯代、理美容代、日用品費、教養娯楽費等の経費。	各老人保健施設
自立しているが所得が低い	67	養護老人ホーム	原則65歳以上の高齢者で、環境上の問題があり、かつ経済的に困窮している方で、自宅での生活が困難な方が入所できる施設です。利用者の生活の場として、必要な介護、食事、入浴等の日常生活上の支援やレクリエーションや生活向上のための指導等を行います。	原則65歳以上の高齢者で、環境上の問題があり、自宅での生活が困難な方を対象としていますが、経済的な理由も必要な条件となっており、養護老人ホームに入所する程度の状態にあるかどうかは伊賀市が決定します。ただし、入院が必要な方等医療を必要とする方は、入所できません。	利用者本人の収入又は扶養義務者の税額(前年の所得税・住民税)に応じて負担額が決まります。	介護高齢福祉課 伊賀市各支所住民福祉課
認知症のある家族を、家庭的な雰囲気の中で生活させたい	68	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介)(字)	認知症のある方が5～9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練を受けることができます。	介護保険で要支援2以上の認定を受け、かつ認知症症状が見られる方(当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者および当該認知症に伴って著しい行動異常がある者ならびにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く)	介護保険法に基づく介護サービス費の1割以外に、家賃、食料費、理美容代、水道光熱費、オムツ代、その他施設が入居者負担が適当と認められたもの	介護高齢福祉課 各グループホーム

こんな時に使えます	NO.	制度・サービスの名称	内容	対象者	利用者負担	問い合わせ先
仮に自分や親が認知症になった時、又は障害をもつ子どもの親亡き後の金銭や財産の管理、生活のことが心配	69	地域福祉権利擁護事業	意思判断能力の低下に伴い、福祉サービスの利用方法や預貯金の管理に不安を感じている方に、①福祉サービスの利用時の情報提供と必要な手続き、利用料の支払い手続き、苦情解決、②日常生活の金銭管理、③年金証書や預貯金の通帳等を預かり、貸金庫へ保管する等の援助を行います。	認知症性高齢者、知的障がい、精神障がい等、意思判断能力に不安のある方	①福祉サービス利用及び日常生活管理サービスは1回(1時間程度)1000円です。ただし生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は無料です。②書類等の預かりは1ヶ月250円(年間3000円)です。	伊賀地域権利擁護センター
その他 仮に自分や親が認知症になった時、又は障害をもつ子どもの親亡き後の金銭や財産の管理、生活のことが心配	70	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方は、財産管理や様々な社会資源を活用する際の契約や遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害に遭う恐れがあります。そのような方々を保護し支援していく制度です。この制度は現に判断能力が不十分な状態にある方だけでなく(法定後見)、今後その状態になることに不安のある方も利用できます(任意後見)。	①認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が十分でない方 ②今後その状態になることに不安のある方	①申立てには手数料の他、登記印紙代、郵便切手、戸籍謄本・住民票手数料、診断書・鑑定料等の費用が必要です。 ②後見人を家族以外の第三者(弁護士、司法書士、社会福祉士等)になる場合等、後見内容によっては利用者負担が発生する場合があります。	津家庭裁判所伊賀支部 (Tel.21-0002) 伊賀地域福祉後見サポートセンター
成年後見制度の利用が必要	71	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)と成年後見人等の報酬の費用の全部又は一部を、公的に負担する制度です。	判断能力が不十分な認知症性高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で、配偶者もしくは四親等内の親族がいない者又は四親等内の親族がいる場合でも音信不通等の状況にある方	基本的に無料。但し、家庭裁判所の審判によって自己負担となる場合があります。	介護高齢福祉課 各支所住民福祉課 伊賀地域福祉後見サポートセンター
成年後見制度を利用したい 成年後見人として活動したい	72	成年後見制度に関する相談支援	成年後見制度がより使いやすいものになることを目指して、相談・助言、情報提供、申し立て手続き支援、後見人等になられた方への対する相談支援を、社会福祉士の有資格者が対応します。実施にあたっては、伊賀市、名張市、社会福祉協議会、地域内の司法・福祉関係機関等と連携します。	支援を必要とされる方が、主に伊賀市・名張市在住の方なら、どなたでも利用できます。(本人、家族、関係機関等)	相談費用は無料。ただし、申し立て手続きや診断書・鑑定書作成の実費経費等は別途必要です。	伊賀地域福祉後見サポートセンター

※ サービスに関しては、下記までお問い合わせ下さい。

伊賀市本庁・各支所住民福祉課		高齢者ふくし相談室 居宅介護支援事業所		伊賀市社会福祉協議会	
本庁 介護高齢福祉課介護事業係 介護高齢福祉課高齢福祉係	Tel.26-3939 Tel.22-9634	ふくじゅえん高齢者ふくし相談室 ふくじゅえん居宅介護支援事業所	Tel.24-7158	本所・上野支所	Tel.21-5866
本庁 障がい福祉課障がい福祉係	Tel.22-9656	なしのき高齢者ふくし相談室 在宅介護支援センターなしのき	Tel.22-0505	伊賀支所	Tel.45-1012
本庁 健康推進課	Tel.22-9653	高齢者ふくし相談室彩四季 居宅介護支援センター彩四季	Tel.26-0011	島ヶ原支所	Tel.59-3132
伊賀支所 住民福祉課健康福祉係 (いがまち保健福祉センター)	Tel.45-9127 Tel.45-1015	居宅介護支援事業所おかなみ	Tel.21-8000	阿山支所	Tel.43-1854
島ヶ原支所 住民福祉課健康福祉係	Tel.59-2163	いがのしろ高齢者ふくし相談室 在宅介護支援センターいがのしろ	Tel.22-0001	大山田支所	Tel.47-0780
阿山支所 住民福祉課健康福祉係	Tel.43-9711	市民病院高齢者ふくし相談室 ケアプランセンターうえの南	Tel.22-1119	青山支所	Tel.52-2999
大山田支所 住民福祉課健康福祉係	Tel.47-1151	ケアプランセンターうえの	Tel.21-9977	ふくし相談支援センター	
青山支所 住民福祉課健康福祉係 (青山保健センター)	Tel.52-3228 Tel.52-2280	ハローケア訪問看護ステーション緑ヶ丘	Tel.21-5235	上野ふくし相談支援センター	Tel.21-8123
相談機関		株式会社 ケアサポート夢	Tel.48-5300	いがまちふくし相談支援センター	Tel.45-1123
伊賀市 地域包括支援センター	Tel.26-1521	特定非営利活動法人 伊賀の友	Tel.21-1833	島ヶ原ふくし相談支援センター	Tel.59-3456
伊賀市 障がい者相談支援センター	Tel.26-7725	居宅介護支援事業所 さんぼ倶楽部	Tel.48-5660	阿山ふくし相談支援センター	Tel.43-0234
伊賀地域 福祉後見サポートセンター	Tel.21-9611	居宅介護支援センターさくら	Tel.37-1505	大山田ふくし相談支援センター	Tel.47-1234
伊賀地域権利擁護センター	Tel.21-9970	居宅介護支援センター おおぞら	Tel.21-8258	青山ふくし相談支援センター	Tel.52-3123
		ウエストケアサービス	Tel.23-8206		
		居宅介護支援事業所 きずな	Tel.26-3228		
		ケアプランセンターいが	Tel.45-1013		

伊賀市本庁・各支所住民福祉課	高齢者ふくし相談室 居宅介護支援事業所		伊賀市社会福祉協議会
	特定非営利活動法人 ふれあいステーション都美恵	TEL45-3052	
	伊賀居宅介護支援センターシルバーケア豊壽園 (借楽荘内)	TEL45-1065	
	ケアプランセンターしまがはら	TEL59-3030	
	ケアプランセンターあやま(社協)	TEL43-1890	
	あやま高齢者ふくし相談室 あやま在宅介護支援センター(ぬくもり園)	TEL43-2300	
	ケアプランセンターおおやまだ	TEL47-0780	
	おおやまだ高齢者ふくし相談室 おおやまだ在宅介護支援センター	TEL46-1021	
	ケアプランセンター青山	TEL52-2999	
	あおやま高齢者ふくし相談室 居宅介護支援事業所あおやま(森の里)	TEL54-1331	

❀患者会ご案内

同じ病気や障害を持った患者や家族、家族をがんで亡くした人が集まり、悩みや不安を共有したり、情報交換、親睦旅行、勉強会などを開催し患者や家族、遺族の交流を図る活動をしています。

患者会名	がんの種類	連絡先
がんの子供を守る会 三重ファミリールーム運営委員会	小児がん 患者・家族のための宿泊施設を運営	TEL:059-232-1111 (内 5512) 三重大学医学部小児科
金つなぎの会	すべてのがん、難病の方	FAX:0595-63-7674
くすの木班	ストマ造設者	TEL:0593-54-8295
すずらんの会	乳がん患者	TEL:059-373-7783
三重喉友会	喉頭摘出術を受けた方	TEL:0595-45-7008
友愛会	人工肛門患者および家族	TEL:0596-52-5623
三互会	人工膀胱患者および家族	TEL:059-245-1699
勇気の会	骨髄バンク推進連絡協議会	TEL:059-226-8406
コスモス会	乳がん患者	済生会松阪総合病院内
みどばた	胃切除患者および家族	津生協病院内 TEL:059-225-2848
ひまわり会	乳がん・乳腺疾患患者	津生協病院内 TEL:059-225-2848
紀南病院「和みの会」	がん患者と家族	TEL:05979-2-1333(代表)
ひだまり	三重大学小児病棟において闘病する子供及びその家族	TEL:059-370-0056(庄下)
がんの子供を守る会	小児がん	東海三重支部 TEL:059-370-0056(庄下)

❀がん患者と家族の方のおしゃべりサロン（予約不要、参加費無料）

	場所	開催日	時間
津	三重県津庁舎	毎月第2木曜	13:30～15:30
伊勢	縁（えにし）の家 (いせ在宅医療クリニック隣)	毎月第3木曜	13:30～15:30
伊賀	岡波総合病院	奇数月第3土曜 要確認	13:00～15:30
四日市	未定	年2回予定	13:30～15:30

* 詳しくはお問い合わせ下さい。

❀がん死別体験をわかちあう会『おあしす』（参加費無料）

開催日:毎月 第4木曜日 13:30～15:30

場 所:三重県津庁舎 保健所棟1階

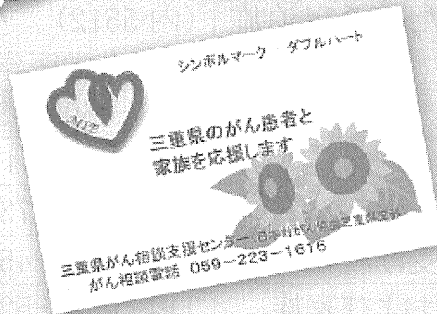
対象者:がんで大切な人を亡くされた方

初めてのの方は、事前にお問い合わせ下さい。



お問い合わせ先 059-223-1616

がん患者と家族を応援します



シンボル
ピンバッジが
できました!

がんの
部位別で
10種類
あります

ワイン色

口腔・耳鼻咽喉

シルバー

呼吸器

ピンク

乳がん

イエロー

婦人科

グリーン

消化器

パープル

大腸がん

ブルー

泌尿器

オレンジ

血液

ゴールド

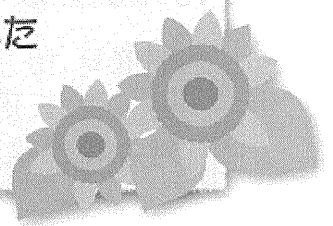
小児がん

ライトグリーン

その他

がんは
負けないで!

ダブルハートのピンバッジをつけて、三重県のがん患者さんや家族の方をみなさんと応援しましょう!
このピンバッジは、ボランティアとして事業に参加いただいた方、募金(300円以上)にご協力いただいた方にお配りしています。



がん相談

☎059-223-1616

【受付時間】 9:00～16:30 *土日祝日はお休み

がんに関する悩み、不安、相談などを解決する
お手伝いをいたします。

- どの病院を受診したらいいの？
- 医療費はいくらかかるの？
- この不安な気持ちを聞いてほしい…
- 同じような体験をされた方の話が聞いてみたい
- 家族や仕事のことなどで悩んでいる など

どのようなお悩みでも、お気軽にご相談ください。
相談は無料です。プライバシーは厳守いたします。

面接による相談もお受けいたします

三重県がん相談支援センター

〒514-8567

津市桜橋三丁目446-34 (三重県津庁舎 保健所棟1階)

運営委託先: (財) 三重県健康管理事業センター
(日本対がん協会三重県支部)

<http://www.gansupport-mie.jp>



三重県内市町におけるがん生存者の
QOL 向上のための医療資源調査報告

2011 年 10 月 改訂版

平成 23 年 11 月発行

作成: 厚生労働科学研究費補助金 がん臨床研究事業
地域におけるがん患者等社会的支援の効果的な実施に関する研究
研究代表者 石川 睦弓(静岡県立静岡がんセンター研究所 患者・家族支援研究部)
分担研究者 北村 周子(三重県がん相談支援センター)

〈お問い合わせ先〉

三重県がん相談支援センター
〒514-8567 三重県津市桜橋三丁目 446-34 三重県津庁舎保健所棟 1 階
TEL:059-253-3550 FAX:059-253-3551

財団法人 三重県健康管理事業センター
〒514-0062 三重県津市観音寺字東浦 446-30
TEL:059-228-4502 FAX:059-223-1611

本冊子は、厚生労働科学研究費補助金 がん臨床研究事業『地域におけるがん患者等社会的支援の効果的な実施に関する研究』班の研究費により作成しました。

